

令和 7 年 5 月 23 日付札幌市告示第 2165 号に係る訂正について、下記のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 2 日

札幌市長 秋 元 克 広

1 告示を訂正する案件

清掃工場等で使用する電力の調達

2 訂正内容

清掃工場等で使用する電力調達の契約書の一部を下記のとおり訂正する。

【訂正前】

(計量及び検査)

第 9 条 計量日時は発注者と受注者が協議のうえ各月ごとに定めるものとし、受注者は、発注者の最大需要電力（需要電力の最大値であって、託送用計器により計量される値をいう。）及び使用電力量を、計量器に記録された値により計量をし、その結果について発注者に速やかに通知のうえ、検査を受けなければならない。

2 発注者は、前項による通知を受領した日から起算して 10 日以内に検査を終えなければならない。

3 自家発補給電力の使用電力量については、次の各号により計量するものとする。

(1) 発注者が自家発補給電力を使用した場合の使用電力量は、自家発補給電力使用時間中の全使用電力量から、自家発補給電力使用時間に基準の電力を乗じた値を差し引いた値とする。

(2) 基準の電力は、自家発補給電力使用の前 3 日間における各時間帯別の常用電力の平均電力とする。

(3) 自家発補給電力使用の前 3 日間における常用電力の使用電力量がない場合、自家発補給電力の使用電力量は、自家発補給電力使用時間に自家発補給電力の契約電力を乗じた値とする。ただし、自家発補給電力使用時間中の最大需要電力が常用電力の契約電力以下のときは、自家発補給電力が使用されなかったものとする。

(4) (3)により算出して得られた値を自家発補給電力使用時間中の全使用電力量値が下回った場合、自家発補給電力の使用電力量は、自家発補給電力使用時間中の全使用電力量値とする。

4 前 2 項のほか、検査に必要な事項は、発注者と受注者が協議のうえ、これを定める。

【訂正後】

(計量及び検査)

- 第9条 計量日時は発注者と受注者が協議のうえ各月ごとに定めるものとし、受注者は、発注者の最大需要電力（需要電力の最大値であって、託送用計器により計量される値をいう。）及び使用電力量を、計量器に記録された値により計量をし、その結果について発注者に速やかに通知のうえ、検査を受けなければならない。
- 2 発注者は、前項による通知を受領した日から起算して 10 日以内に検査を終えなければならない。
- 3 前2項のほか、検査に必要な事項は、発注者と受注者が協議のうえ、これを定める。

3 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市環境局環境事業部施設管理課管理係
電話(011)211-2922